

資料 4

平成 30 年度 微小粒子状物質調査会議事業計画（案）

1 方針

大気汚染防止法に基づく常時監視に関する事務の処理基準に、PM2.5 の成分分析（以下「常時監視の成分分析」という）が加わったことを受け、本調査会議の構成自治体は、常時監視の一環として成分分析を開始した。そのため、平成 24 年度以降の調査は、各自治体における常時監視の成分分析期間を統一して実施し、その結果を持ち寄って解析することとしている。

今年度は、平成 29 年度成分測定結果を用いた解析を行うこととする。解析に当たっては、四季の成分分析調査期間を対象とし、季節的な特徴に重点を置いて実施する。

また、広範囲の地域で PM2.5 が高濃度となった事象については、その期間の大気汚染状況を解析し、構成自治体間での情報の共有を図る。

さらに、常時監視の成分分析は、自治体ごとに実施されるため、共通標準試料を用いた精度管理も併せて行うこととする。

2 調査概要

(1) 実施機関（1 都 9 県 7 市）

茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、千葉県、東京都、神奈川県、山梨県、長野県、静岡県、さいたま市、千葉市、横浜市、川崎市、相模原市、静岡市、浜松市

(2) 調査地点

実施機関が常時監視の成分分析を実施する大気常時監視測定局

(3) 平成 29 年度 PM2.5 成分測定結果の解析

平成 29 年度の常時監視の成分分析結果を持ち寄り、関東甲信静の広域的な濃度分布の把握、地域間の汚染形態の比較、一次排出・二次生成の寄与、高濃度時の濃度分布や特徴の解析等を行う。

また、自動測定機による PM2.5 質量濃度の測定データを用いて、平成 29 年度の年間を通じた濃度状況を解析し、高濃度となっている期間について、越境汚染の可能性も含めた解析を行い、解析期間が成分分析期間と重なった場合は、成分分析結果も踏まえた解析を実施する。

さらに、平成 25 年度以降の PM2.5 質量濃度の推移及び平成 27 年度以降の PM2.5 組成の変化についても取りまとめを行う。

(4) 分析値の精度管理

精度管理用標準試料を各自治体に配布し、分析を行い、結果を評価する。

なお、平成 30 年度の常時監視の成分分析については、各実施機関の実施計画に従うが、試料捕集期間については、環境省が通知する以下の推奨期間に統一する。

調査時期（試料捕集期間）

春季：平成 30 年 5 月 9 日(水)～5 月 23 日(水)	コア期間 5 月 14 日(月)～5 月 21 日(月)
夏季：平成 30 年 7 月 19 日(木)～8 月 2 日(木)	コア期間 7 月 23 日(月)～7 月 30 日(月)
秋季：平成 30 年 10 月 18 日(木)～11 月 1 日(木)	コア期間 10 月 22 日(月)～10 月 29 日(月)
冬季：平成 31 年 1 月 17 日(木)～1 月 31 日(木)	コア期間 1 月 21 日(月)～1 月 28 日(月)

3 運営方法

(1) 平成 29 年度調査結果の解析

本事業計画に従い各自治体で分担して、解析を行う。

(2) 精度管理

平成 29 年度に実施した精度管理結果を評価するとともに、事務局が新たに調製、配布する精度管理試料を各自治体で分析する。

(3) 調査報告書の作成

解析した結果及び精度管理結果を取りまとめ、調査報告書を作成し、本調査会議ホームページへ掲載する。

(4) 成果公表と情報交換

調査結果は学会等に発表する。また、最新の知見を得るため、3月に講演会を企画する。さらに、本調査会議のホームページを運営し、構成自治体間における報告書及び関連データの情報共有を図るとともに、一般にも広く公開し情報発信を行う。

(5) 会議の開催

円滑に遂行するため、次のとおり会議を開催する。

- ・ 第 1 回（平成 30 年 6 月頃）
- ・ 第 2 回（平成 30 年 9 月頃）
- ・ 第 3 回（平成 30 年 12 月頃）
- ・ 第 4 回（平成 31 年 2 月頃）